

消費者安全の確保に関する基本的な方針（平成21年10月26日消費者委員会の各委員の意見）

	該当項目、意見の項目	具体的な意見の内容及び対応
①	第1：消費者庁が設立された経緯を明記	<ul style="list-style-type: none"> ・「近年における消費生活をめぐる情勢変化」の部分に、なぜ消費者庁ができたのかということ（情報の一元化、すき間事案の存在、縦割り行政など）を明確に文書にしてほしい。 ⇒第1に反映。
②	第2の1（2）：国の役割を具体的に明記	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの設置等について、国はどのようにするのかということ、もう少しわかりやすいような形で具体的に示してほしい。 ⇒第2の1（2）に反映
③	第2の2（1）：原因究明体制を整備するに当たっての問題意識を明記	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者事故の原因究明や追跡調査等を行える体制の整備」としか記載されていないが、原因究明あつての対策であるため、本当に原因究明体制が整備できるのかという問題意識がわかるような書き振りにした方がよい。特に、事故現場に最初に駆けつけ、独占的に証拠集めをする警察、消防、けが人が運ばれる病院などの情報が消費者行政機関に十分集まっていないところは問題。 ⇒第2の2（1）に反映
④	第2の2（1）：独立した調査機関の在り方と既存の原因究明機関との関係を明確にする	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表に記載してある「独立した調査機関の在り方について検討し、結論を得る」という内容に期待しているが、原因究明機関については福島大臣と前原大臣とで方向性が違うように思うので、そのあたりの関係や問題意識を明確に整理して、文書にしてほしい。 ・行政の肥大化を促す施策を次々と作っていくと捉えられるので、「原因究明や追跡調査等を行える体制の整備」と記載している部分と、既存の原因究明機関の存在の関係を明確にすべきではないか。 ⇒第2の2（1）に反映
⑤	第2の2（2）：公表時の効果的な媒体等について追記	<ul style="list-style-type: none"> ・「わかりやすく効果的な情報の公表」には、どのような媒体を使えば有効に情報が提供されるのか、情報の質などについても加えてほしい。 ⇒第2の2（2）に反映
⑥	第2又は第5：消費者の自立支援の位置付け及び内容の明記	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の自立支援は第五の「その他重要事項」ではなく、基本的事項の方に入れるべき。 ⇒第1ないし4は消費者安全法の運用に関する事項を記載しているところ、消費者教育やリスクコミュニケーションなどは消費者安全法の運用に直接関係するものではないが、バックボーンとして重要なものであるため、特に第5として記載している。
⑦	第2又は第5：消費者の自立支援の位置付け及び内容の明記	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の自立支援の部分に、消費者教育やリスクコミュニケーションも入れたらよいのではないか。 ⇒第5に反映
⑧	第2の3（2）事業者による日常的な商品安全情報の提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第2の3(2)「事業者に対する勧告及び命令等」については、事故が発生したときだけではなく、さまざまな商品について日常的にどう安全な商品を消費者に供給するかということについても触れる必要があると思う。 ・事業者がまず自発的に安全確保のために積極的な取組をすべきというのは当然のことであり、消費者基本法に記載されているところ。これは消費者基本計画のレベルのものである。 ⇒今後、消費者行政を推進していく中で考慮していく。